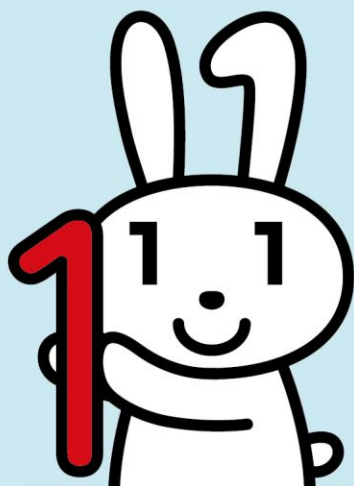




ご入社おめでとうございます!

就職・転職された皆様へ

全国設計事務所 健康保険組合からの大事なお知らせ

ご入社おめでとうございます。これから皆様は健康保険組合に加入することになります。
もしも病気やけがをされた時に頼りにできる「健康保険組合」。
「マイナ保険証」と「健康保険組合の仕組み」について分かりやすく解説した
動画を用意しましたので、下の二次元コードから動画をご覧ください。



左の二次元コードから動画をご覧ください。



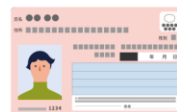
健康保険組合からのお願い

新社会人になる皆様は、マイナンバーカードで受診するために、
ご自身で以下の手続きが必要です。

※2024年12月2日に健康保険証の発行は終了しました。

✓ マイナンバーカードを申請してください。

まだマイナンバーカードを持っていない方は、市役所や区役所、
パソコンやスマートフォン、証明写真機から申請してください。



✓ マイナンバーカードを健康保険証として登録してください。

医療機関や薬局の受付窓口にあるカードリーダー、
スマートフォンのマイナポータル※、セブン銀行ATM
から簡単に登録ができます（2025年1月現在）。

※マイナポータルとは、政府が運営する行政手続きのオンライン窓口のことです。



✓ 新しい職場へすみやかにマイナンバーをご提出ください。

新しい職場へ提出する書類には、マイナンバーを提出
もしくは記入してください。健康保険組合が加入者の情報を登録し、
マイナンバーカードが健康保険証として使用できます。

※法令により、事業主はマイナンバーを健康保険組合に提出する必要があります。



✓ 病院・薬局などで受診する際はマイナンバーカードをご持参ください。





4つのポイント

マイナンバーカードを 健康保険証として利用すると・・・

1 より良い医療が可能に

本人が同意すれば、初めての医療機関でも健康情報や今までに使った薬剤情報等が、医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。



2 自身の健康管理に役立つ

マイナポータルで自分の健康情報や今までに使った薬剤情報等を閲覧できます。



3 手続きなしで 限度額を超える 一時的な支払い が不要に

限度額認定証がなくても、窓口負担は高額療養費制度の限度額まで免除されます。

※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。



4 オンライン 医療費控除が より簡単に

マイナポータルで自分の医療費通知情報が閲覧できます。また2021年分の所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となっています。



🔒 マイナンバーカードの安全性

マイナンバーカードには、プライバシー性の高い情報は記録されないほか、偽造防止などにも対応した万全なセキュリティ対策が施されています。



●なりすましはできません。

顔写真入りのため、対面での悪用は困難。

●プライバシー性の高い情報は入っていません。

ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されません。

●マイナンバーを見られても悪用は困難。

マイナンバーを利用するには、顔写真付き身分証明書などでの本人確認があるため、悪用は困難。

●電子証明書を使うため、オンラインの利用にはマイナンバーは使われません。

万全のセキュリティ対策

- 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で一時利用停止可能
マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 までご連絡を
- アプリごとに暗証番号を設定し、一定回数まちがうと機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み

知ってほしい、 健康保険組合の役割

医療保険制度は、サラリーマンが加入する被用者保険（職域保険）、自営業者・サラリーマンOBなどが加入する国民健康保険（地域保険）、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度に分けられます。

さらに被用者保険は職業によっていくつかの種類があり、主に民間企業のサラリーマンが加入する健康保険組合と全国健康保険協会（協会けんぽ）、公務員が加入する共済組合などに分かれています。

被用者保険は病気やけがなど不測の事態に備えて、加入する従業員の皆様と事業所が健康保険料を出し合い、実際に医療を受けたときに、医療費の支払いにあてる仕組みです。

健康保険組合は、従業員（被保険者）とその家族（被扶養者）の病気やけが、出産、死亡などのとき、医療費を負担したり、各種の給付金を支給する「保険給付事業」と、加入者の「健康づくり」をサポートする「保健事業」という2つの仕事をしています。



保険給付事業

- ・病気やけがのとき
- ・病気やけがで仕事を休んだとき
- ・出産で仕事を休んだとき
- ・出産するとき
- ・亡くなったとき
- など



保健事業

- ・健康診査（健診）
- ・保健指導
- ・予防接種などの費用補助
- ・健康づくりへの支援
- など

健康保険組合では、労使の代表が組織運営に参加することによって、自主的かつ効率的に運営されています。これにより、加入者の実態に合わせたきめ細かいサービスを提供しています。